

（趣旨）

第1条 この規程は、札幌大学学則第43条第3項の規定に基づき、転入学に関し必要な事項を定める。

（資格）

第2条 転入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当している者とする。

- （1） 3年次への転入学は、他の大学に2年以上在学し、60単位以上を修得した者
- （2） 2年次への転入学は、他の大学に1年以上在学し、30単位以上を修得した者

（時期）

第3条 転入学の時期は、学年の始めとする。

（年次）

第4条 大学の転入学の年次は、2年次又は3年次とする。

（出願）

第5条 転入学を希望する者は、指定の期日までに次の各号に掲げる書類に、学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める転入学試験料を添えて、学長に願い出なければならない。

- （1） 願書（本学所定のもの）
- （2） 成績証明書（現在履修中の科目は「履修中」と明記されたもの）
- （3） 在学証明書
- （4） 健康診断書（本学所定のもの）
- （5） 受験許可書
- （6） その他、本学が必要とする書類、証明書等

（選考）

第6条 選考の基準は、教育研究協議会の意見を聴き、学長が定める。

（手続及び許可）

第7条 選考の結果合格の通知を受けた者は、指定の期日までに学校法人札幌大学学費等納付金規程に定める学費を納入し、転入学に必要な手続をしなければならない。

2 学長は前項の手続を完了した者に、転入学を許可する。

（単位の認定）

第8条 既に修得した授業科目及び単位の認定については、選考の結果をふまえ、学長が行う。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常勤理事会の議を経て、理事長が行う。

（所管）

第10条 この規程に関する所管は、学務部教務課とする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月30日から施行する

（札幌大学転入学規程及び札幌大学女子短期大学部転入学規程の廃止）

2 この規程の施行に伴い、札幌大学転入学規程及び札幌大学女子短期大学部転入学規程は、廃止する。

附 則

（施行期日）

この規程は、令和3年8月4日から施行する。